

高知県四万十市 地域おこし協力隊員募集要項
(農業振興ミッション型)



【高知県四万十市西土佐総合支所 産業建設課】

四万十市は、高知県の西南部に位置し、平成 17 年 4 月 10 日に中村市と西土佐村が合併して誕生しました。本市は、日本最後の清流四万十川の中流域から太平洋に至るまで、豊かな自然環境と文化に恵まれた地域ですが、全国の中山間地域と同様、人口流出、高齢化等に伴う様々な問題があります。特に、基幹産業である農業分野においては、農家の高齢化・減少が加速し、地域の将来を担う後継者・人材が不足しています。

四万十市の北部に位置する「西土佐地域」は、農業を基幹産業とする中山間地域であり、米ナス、ナバナなどの露地野菜や柚子、栗といった果樹等が盛んに栽培されています。しかし、地域の担い手不足は深刻で、高齢農家の労働力補完等が大きな課題となっています。

ついで、地域外から本市西土佐地域の農業分野の将来を担う人材として、地域おこし協力隊の隊員を募集します。

1 募集人数 1 名

2 活動内容

今回の募集では、活動任期終了後には、自ら四万十市西土佐地域内での就農もしくは農業関係の業務に従事していただくことを見据え、中山間農業を支える基盤組織「(公財) 四万十市西土佐農業公社」で農作業を行いながら栽培技術を習得するとともに、公社職員とともに地域農業を支える取組みを行っていただきます。また農業担い手確保対策として、地域内外へ SNS 等を活用し西土佐地域の農業の魅力について積極的に情報発信等をしていただきます。

農業公社での技術習得と地域農業支援



ホームページ、SNS等での情報発信



イベントや就農相談会等でのPR活動



3 募集対象

3年間の任期中に農業技術や地域の現状を学び、四万十市で自らが農業生産者、技術指導者等の農業関係の仕事に従事することを目的として、意欲を持って活動できる方で、下記(1)～(10)の全ての要件を満たす方

- (1) 中山間地域の地域協力活動に意欲があり、都市地域等（※1）から四万十市内の配属地域へ住民票を異動させて生活できる方
- (2) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (3) 任期終了後も本市の中山間地域に引続き定住する意志のある方
- (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (5) 普通自動車免許を取得している方（マニュアル車運転可能な方が望ましい）
- (6) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働できる方
- (7) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (8) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方
- (9) パソコンを使用できる方
- (10) 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※1 上記の「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の他2法に指定された地域）を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいいます。

4 住居、任命予定日等

- (1) 住居(予定) 西土佐地域内の協力隊員用住宅または四万十市内の賃貸住宅
- (2) 任命予定日 任命決定の翌月1日（仕事の引継ぎ等の理由により任命予定日から地域おこし協力隊としての活動が困難な場合は、任命日について相談に応じます。）
- (3) 事務所(予定) 公益財団法人 四万十市西土佐農業公社
（四万十市西土佐江川崎 3385 番地）

5 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週4日
- (2) 勤務時間：原則8時30分から16時45分（1日7時間15分、週29時間）
※年次有給休暇があります。
※活動に支障がないと市が認める範囲で副業も可能です。

6 雇用形態及び期間

- (1) 四万十市の会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）として四万十市長が任命します。
- (2) 初年度の任用期間は、任命日から令和9年3月31日までです。次年度からは年度毎に任命できるものとし、最長3年間とします。
- (3) 任命後は、農業公社で農作物栽培・収穫・出荷、水稻育苗、農作業受託業務を行いながら裁

培技術習得を行うとともに、ホームページやSNS等での情報発信を行っていただきます。

また、任期終了後には西土佐地域内で自営就農もしくは農業関係の仕事に従事することを目標とします。

- (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとしします。

7 報酬（令和8年4月1日時点）

月額 月額 191,063 円（勤務年数に応じた昇給あり 最大月額 192,260 円）

賞与・通勤手当有り（条件を満たした場合）

※退職手当は支給しません。

8 待遇及び福利厚生

- (1) パソコン及び公用車が1人1台用意される予定です。
- (2) 住居については、市が所有する協力隊員用住宅等は入居料無料、個人で契約した賃貸住宅へ入居する場合は家賃補助（上限 5 万円/月）がありますが、いずれも水道光熱費及び共益費等は自己負担をお願いします。
- (3) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (4) 年次休暇等は市の条例規則を適用します。
- (5) 中山間地域での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。
自家用車等の持込をお勧めします。

9 定住支援

- (1) 休暇日等で業務に支障が無ければ、兼業を認めます（要届出）。週 3 日の休日を有効に活用し、定住に向けて農林業従事、起業に挑戦するなど有効にご活用下さい。
- (2) 協力隊が任期後に四万十市内に定住するため、市内での起業に要する経費に対して補助金制度（上限 100 万円）があります。

10 応募手続

- (1) 応募受付期間

令和8年10月1日（木）～ 令和9年3月31日（水）

郵送又はメールで受付けます。尚、提出された書類は返却しません。

※ 受付期間中、応募があった方から随時選考を行います。受付期間中であっても、協力隊員の任命が決定した時点で受付を終了させていただきますのでご了承ください。

- (2) 提出書類

①郵送の場合

- ・履歴書（市販のもので可。写真添付）※簡単な応募動機をつけること（別紙可、氏名記入）。
- ・作文（A4 で書式自由、印字可）※作文にも最初に住所と氏名をつけてください。

題 材：『中山間地域における農業の未来について』

文字数：1,000 文字程度

②メール応募の規則（提出内容は郵送の場合と同じ）

- ・メールの表題は「四万十市地域おこし協力隊応募（氏名）」をお願いします。
- ・履歴書・作文ともにワード形式（docx 形式）で作成して下さい。
- ・顔写真は jpg 形式で送付して下さい。
- ・データ添付の際は、合計容量を 3MB 以内にして下さい。

※メール応募後に、送信不良などのメッセージが届いていないか確認をお願いします。応募メールが届いてから 3 日以内に受領連絡をいたします。担当者から連絡が無い場合は、お手数ですが募集要項の問合せ先までご連絡をお願いいたします。

(3) お問い合わせ先

〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎 2445-2

四万十市西土佐総合支所産業建設課 産業振興係

電話 0880-52-1113 メールアドレス：n-sangyou@city.shimanto.lg.jp

11 選考

(1) 第 1 次選考

書類選考のうえ、応募を受け付けてから 2 週間以内に結果を文書で通知します。

(2) 第 2 次選考

第 1 次選考合格者を対象に第 2 次選考試験（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、1 次選考結果の通知の際にお知らせします。

第 2 次選考終了後、2 週間以内に結果を文書で通知します。

なお、第 2 次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 任命

第 2 次選考合格者に承諾書を提出いただき、任命を決定します。

※住民票の異動は必ず任命日（任命決定の翌月 1 日を予定）以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

(4) 現地説明

事前に現地説明などを受けたい場合は、個別に現地案内や説明を聞くことも対応可能です。

12 その他

勤務条件等（上記 5、6、7、8 ほか）は令和 8 年 4 月 1 日時点のものであり、今後条例等の改正があった場合は、その定めによります。